

広島市消費生活センターだより

新聞の定期購読 契約内容はよく確認を



事例

「いつでも解約できる」と言われて新聞の契約をした。その後、他県に転居することになったので、販売店に購読中止の連絡をしたところ、「契約があと2年残っているので解約できない。」と言われた。

アドバイス

- 「いつでも解約できる」などと勧誘されても、セールストークだけをうのみにせず、購読契約書の内容をよく確認しましょう。
- 購読契約書にサインする前には、今一度、必要な契約かどうか、契約期間終了まで購読できるかなど慎重に考えましょう。
- 訪問販売で新聞の契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))